



行政相談マスコット
キクーン

令和5年3月15日

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった 介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について —— 厚生労働省の対応状況 ——

厚生労働省の対応状況

- 「日本の入国制限により試験場に行くことができず受験を断念した方」について、受験手数料を返還する対象として取り扱うこととした。
- 上記について、受験票に掲載し受験者本人に周知するとともに、令和4年12月5日付けで、公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページにおいて周知した。

<参考> 受験手数料の返還対象者について(公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページで周知)

受験手数料は欠席の理由を問わず返還しない取扱いとなっていますが、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の「受験できない方」に該当し、試験を受けることができなかった方で、診断書等の証明書類を添付し、受験手数料返還申請書の提出があった方については、特例として今回試験の受験手数料を返還します。

1 受験手数料の返還対象者

〔受験できない方〕

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ② 濃厚接触者に該当し、健康観察や外出自粛等を求められている方
- ③ 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④ 日本の入国制限により試験会場に行くことができず、受験を断念した方
- ⑤ 試験当日、発熱(37.5度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

(注) 同センターホームページ掲載資料(第35回介護福祉士等国家試験に係る受験手数料の返還について)から抜粋



行政苦情救済推進会議の
審議結果は別紙をみてね。

(本件に関する連絡先)
総務省行政評価局行政相談管理官室
電 話 : 03-5253-5111 (代表)

令和4年11月30日

行政相談マスコット
キクーン

新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった 介護福祉士国家試験の受験手数料の返還について ～ 行政苦情救済推進会議の審議結果を踏まえた改善 ～

総務省行政評価局は、以下の行政相談を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策に伴う入国制限で受験できなかった介護福祉士国家試験の受験手数料の返還に係る取扱いを適切なものとするため、行政苦情救済推進会議で審議しました。

行政相談の内容

「私は、介護福祉士養成施設の教職員である。本校の台湾出身の生徒は、入学直後にコロナ禍となり入学時期が遅れたため、一旦帰国した。この間、当生徒はオンライン受講の活用により授業を進め、令和3年度介護福祉士国家試験を申し込んだ。受験のため再来日しようとしたが、ビザが発給されないなどの事情により、日本に入国できず、令和4年1月の試験を受験できなかった。

試験を実施する公益財団法人社会福祉振興・試験センターに確認したところ、このような場合は、受験手数料を返還する特例には該当しないと言われた。

今後の介護福祉士国家試験では、入国制限により受験できなかった者に対して、受験手数料の返還が認められるようにしてほしい。」



行政苦情救済推進会議の主な意見

- 本件相談事案は、生徒本人からの申出ではなく、かつ、生徒本人とは連絡がとれないことから、どのような事情により入国できなかったのか当時の状況を確認することが困難であるため、当該生徒への受験手数料の返還の余地について、これ以上検討することはできない。
- 一方、入国制限の措置内容によっては、受験できなくなる者が発生する可能性も否定できないことから、今後、厚生労働省が採った受験制限のために受験できなかった者だけでなく、我が国への入国制限のために受験できなかった者も、受験手数料を返還する対象として取り扱うことが適切である。

会議の意見を踏まえた厚生労働省の対応

今後実施する介護福祉士国家試験では、「我が国への入国制限により試験場に行くことができず受験を断念した者」についても、受験手数料を返還する対象として取り扱う方向



安心して申込みができるね。

<参考> 制度概要

○ 介護福祉士国家試験の受験手数料については、法令において下記のとおり規定されている。

<社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年法律第 30 号)>

(受験手数料)

第九条 社会福祉士試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が社会福祉士試験を受けない場合においても、返還しない。

※ 上記の規定は、同法第 40 条第 3 項で介護福祉士試験について準用することとされている。

○ 厚生労働省が採った受験制限(受験手数料返還特例)

介護福祉士の国家試験は、現に介護施設で介護を行っている職員や、介護施設を実習先としている学生等が受験する国家試験であることを踏まえ、新型コロナウイルス感染症の感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減するための対策を講じて試験を実施する必要があるとして、令和 3 年度(第 34 回。令和 4 年 1 月)試験の実施に当たっては、感染拡大防止の観点から、「受験できない方」として、下表①～④の 4 つの類型に該当する者を示し、これに該当し試験を受けることができなかった者で、所定の申請をした者については、特例として、受験手数料を返還する取扱いとした。

表 受験手数料の返還の対象者等(令和 3 年度(第 34 回)試験)

[受験できない方]

- ① 新型コロナウイルス感染症に罹患し、退院または宿泊療養等の解除が認められていない方
- ② 保健所等から濃厚接触者に該当するとされ、健康観察や外出自粛等の解除が認められていない方
- ③ 海外から入国し、検疫所が指定した施設または自宅等での待機の解除が認められていない方
- ④ 試験当日、発熱(37.5 度以上)や体調不良があるなど新型コロナウイルス感染症の感染の疑いがある方

(注) 公益財団法人社会福祉振興・試験センターホームページ掲載資料から抜粋